

専決処分第12号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和5年7月25日

高根沢町長 加藤公博

- 1 損害賠償の額 69,300円
- 2 損害賠償の相手方 個人
- 3 事故の概要 令和5年6月15日午後1時30分頃、高根沢町大字宝積寺1178番地先において、町管理地内の樹木が倒れ、相手方所有のフェンスを破損した。
その破損に対して損害賠償をする。